

京都大学原子炉実験所規程

(平成十六年達示第四十二号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学原子炉実験所(以下「原子炉実験所」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 原子炉実験所は、原子炉による実験及びこれに関連する研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。

(所長)

第三条 原子炉実験所に、所長を置く。

2 所長は、京都大学の教授をもって充てる。

3 所長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 所長は、原子炉実験所の所務を掌理する。

(協議員会)

第四条 原子炉実験所に、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(運営委員会)

第五条 原子炉実験所に、その運営に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。

(研究部門)

第六条 原子炉実験所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。

原子力基礎工学研究部門

粒子線基礎物性研究部門

放射線生命科学研究部門

(附属研究施設)

第七条 原子炉実験所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。

原子炉医療基礎研究施設

原子炉応用センター

2 附属の研究施設に長を置き、原子炉実験所の教授をもって充てる。

3 附属の研究施設の長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 附属の研究施設の長は、当該研究施設の業務をつかさどる。

(研究科の教育への協力)

第八条 原子炉実験所は、次に掲げる研究科の教育に協力するものとする。

理学研究科

医学研究科

工学研究科

農学研究科

エネルギー科学研究科

(事務組織)

第九条 原子炉実験所に置く事務組織及び技術室については、京都大学事務組織規程(平成十六年達示第六十号)の定めるところによる。

(内部組織)

第十条 この規程に定めるもののほか、原子炉実験所の内部組織については、所長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命する所長の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。

3 この規程の施行後最初に任命する原子炉応用センター長の任期は、第七条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。

4 次に掲げる規程は、廃止する。

一 京都大学原子炉実験所協議員会規程(昭和三十八年達示第十五号)

二 京都大学原子炉実験所運営委員会規程(昭和三十八年達示第十六号)

三 京都大学原子炉実験所長候補者選考規程(昭和三十九年達示第三号)